

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2015年7月17日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)^{※2}の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、国による審査を受けてまいります。

内容

今回の変更認可申請は、浜岡原子力発電所1号機および2号機の廃止措置の進捗に伴うもので、申請の主な内容は以下のとおりです。

- 1 2015年3月16日の1,2号機の廃止措置計画の変更認可申請(同日[お知らせ済み](#))に伴う、廃止措置の第2段階(原子炉領域周辺設備解体撤去期間)でおこなう工事の計画や管理に関する保安管理措置や放射性固体廃棄物の放射能のレベル別の区分の導入に関する変更
- 2 第2段階に見合った教育や保守管理をおこなうための変更
- 3 第1段階(解体工事準備期間)の廃止措置の経験を踏まえた指針類の見直し
- 4 現場解体工事の本格化に伴う組織改定の反映

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上